

これまでのごみ減量化施策について

資料 2



【資源化品目の追加】の主な事業



No.	名称	概要	実績
1	雑がみの分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月策定の一般廃棄物処理基本計画【改訂版】に、「雑がみ」を重点施策に位置づけ。 令和3年3月、雑がみの分別を推進するため、「雑がみ専用保管袋」63,000部を作成。 令和3年4月、市政だより4月号と同時に「雑がみ専用保管袋」を全戸に配付。 令和3年8月、雑がみ分別方法の動画をホームページで公開。 令和3年7月と11月の使用済小型家電無料回収の来場者に配布。 春と秋の海ごみゼロウイーク清掃活動などで参加者に配布。 令和4年度と令和5年度は、町内会・市民向け「ごみ分別・減量説明会」、「ごみステーション立会い・排出説明」の中で、雑がみ・プラ分別チラシを配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 「雑がみ分別徹底」の効果は、複数の区分に影響することから単純に比較できないが、令和3年度、令和4年度の古紙回収量は、ペーパーレス化が進む中であっても、人口減少率よりも少ない減少率に留まっており、燃やせるごみ削減に繋がっている。 人口 (R2→R3: ▲1.98%, R3→R4: ▲1.13%) 古紙 (R2→R3: ▲1.06%, R3→R4: ▲0.98%)  
2	古着の拠点回収	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月策定の一般廃棄物処理基本計画【改訂版】に、「古布」をリサイクル品目に位置づけ。 令和3年9月、家庭から排出される状態の良い古着の拠点回収(11箇所)を開始。 令和5年度より公共施設12箇所を実施。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="465 1090 712 1477"> <p>●回収するもの (品質の良いものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども服 コート ジャケット ジャンパー ジャージ ジーンズ スーツ スウェット スカート ズボン セーター 短パン Tシャツ トレーナー ネクタイ ブラウス ベビー服 ポロシャツ ワイシャツ (※ダウン類不可)  </div> <div data-bbox="728 1090 1086 1477"> <p>●回収しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚れや臭いのあるもの(燃やせるごみになります) 濡れているもの(燃やせるごみになります) カバン 革製品 カーテン カーペットじゅうたん 靴 靴下 裁断くず 下着類 社名入りの作業着 社名入りの制服 スキーウエア スリッパ ダウン類 タオル 中に綿が入っている衣類(はんでんなど) 長靴 ぬいぐるみ バスタオル パック 布団類(マットレス、敷き・掛け布団、座布団、こたつ布団、枕) 帽子 和服(着物、帯)など  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度18.4トン、令和4年度30.0トン、令和5年度(9月まで)15.3トンの古着を回収し、燃やせるごみの削減に繋がった。 

[市民・行政との連携、協働の取組の推進] の主な事業

No.	名称	概要	実績
3	全市一斉ごみ減量運動	<p>○全市一斉ごみ減量運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から、毎年、6月と9月を「全市一斉ごみ減量運動」期間としました。 ・期間中、ごみ減量に向けた市民協働の取組として、地区区長会向け「ごみ分別・減量説明会」の開催、市清掃指導員による「ごみステーションでの立会い・排出説明」を実施しました。 ・また、令和5年度からは、各地区の環境美化推進協議会でも、この運動と連動して、ごみステーションでの立会いも実施しています。 	<p>令和4年度実績 実施数：11区長会 参加者数：267名</p> <p>令和5年度実績（令和5年10月時点） 実施数：12区長会 参加者数：201名</p>
		<p>○地区区長会向け「ごみ分別・減量説明会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から、市職員が地区区長会の会議に参加し、ごみの分別と減量について説明を実施。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施数 159町内会／507町内会（31%） ・啓発できた人数 区役員 545名 排出者 554名 合計 1,099名 ・ごみ分別・減量5分間説明会実施数 39町内会（25%）
		<p>○ごみステーションでの立会い・排出説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市一斉に、ごみステーションでの、ごみ分別と減量などの適正排出の啓発を、市の清掃指導員、町内会役員などで実施（毎年6月、9月） ・令和7年度までに全507町内会で実施することを目標とする。 ・令和4年9月から本格実施。 ・令和5年度、4地区の環境美化推進協議会が5町内会7ステーションで立会いを実施 	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施数 152町内会／506町内会（30%） ・啓発できた人数 区役員 463名 排出者 459名 合計 922名 ・ごみ分別・減量5分間説明会実施数 54町内会（36%） ・環境美化推進協議会では、4地区、5町内会、7ステーションで立会いを実施



No.	名称	概要	実績
4	使用済小型家電の無料回収	<p>・令和3年4月策定の一般廃棄物処理基本計画【改訂版】に、認定事業者による「小型家電」リサイクルを位置づけ。 ・令和3年度から「燃やせないごみ」として収集していた使用済小型家電と、一部のパソコン類（市で収集しないもの）について、認定事業者によるリサイクル回収を実施。 ・平日は、アマルク会津町北、アマクル会津一の堰の2箇所ですべて回収していることを広報。</p>  <p>ご家庭で使わなくなった小型家電の処分はどのようにしていますか？小型家電には鉄・アルミ・金・銀・銅・レアメタルといった有用な金属が含まれています。この大切な資源をリサイクル(再資源化)することを目的に小型家電の回収を行います。 この取組は、市の目標である市民1人1日あたりのごみの総排出量と、燃やせないごみの削減につながりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p>	<p>【令和3年度実績】 ・実施日：7月18日（日）、11月21日（日） ・回収量：12.3トン（うち、通常はごみステーションに出している燃やせないごみ 4.7トン） 【令和4年度実績】 ・実施日：6月19日（日）、10月16日（日） ・回収量：4.4トン（うち、通常はごみステーションに出している燃やせないごみ 2.4トン） 【令和5年度】 ・10月22日（日）実施予定</p> 
5	見守りカメラの運用	<p>・不法投棄及びごみステーション等への悪質な違反ごみの投棄の防止を目的に違反ごみ等見守りカメラシステムの保有・運用を行う。 ・令和4年度、見守りカメラシステム3台導入</p>	<p>・令和5年1月、全区長宛に違反ごみ等見守りカメラシステムの運用に係る通知発送。 ・令和5年3月から運用開始。 【令和4年度実績】 1町内会で1か月運用 【令和5年度実績】 1町内会で2か月運用 ※令和5年10月時点</p>

No.	名称	概要	実績
6	消滅型生ごみ処理容器等の普及拡大	<p>○生ごみ削減モニター事業 ・市民に生ごみ処理機等を無償で貸し出し、ごみの減量効果などを調査する（期間：10月から12月） ①乾燥型電動生ごみ処理機8基（3か月間） ②段ボールコンポスト5基（1か月間） ③消滅型生ごみ処理容器作成キット18基（1か月間）</p> <p>○生ごみ処理容器「キエーロ」学習会 ・消滅型生ごみ処理容器（キエーロ）の取組拡大に向けて、夏休み期間に家族で参加できる説明会を開催するなど、各家庭における燃やせるごみの重量の削減へと繋げる。</p> <div data-bbox="421 568 1182 692" style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p>\\ 生ごみが消える //</p> <h3>生ごみ処理容器「キエーロ」の使い方を学ぼう</h3> </div> <div data-bbox="443 699 1160 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>子どもたちがごみ焼却施設を見学したり、「キエーロ」の使い方を学んだり、ごみ減量について学習することができるイベントです。</p> </div> <div data-bbox="439 778 1191 1043" style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>土に埋めると生ごみが消える?! 「キエーロ」をはじめてみませんか?</p> <p>土の中の微生物の力で生ごみを分解! 簡単にはじめられて、夏休みの自由研究にピッタリ!</p> </div> </div> <p>※「キエーロ」はキエーロ葉山の登録商標です。</p>	<p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日あたりの削減量の実績 ①電動生ごみ処理機：48g ②段ボールコンポスト：94g ③消滅型生ごみ処理容器：67g <p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：8月3日（木）、8月4日（金） ・実績：8月3日（14組 32名）、8月4日（14組 31名） 


【ごみの見える化の推進】の主な事業

No.	名称	概要	実績
-----	----	----	----

7
ごみ情報紙「へらすべえ」の発行

・令和3年4月策定の一般廃棄物処理基本計画【改訂版】に、「情報紙の発行」を重点施策に位置づけ
 ・令和3年9月、ごみの見える化を推進するため、ごみ単独の情報紙を創刊。

**創刊号
(令和3年9月)**



・ごみ情報紙「へらすべえ」令和3年9月創刊。毎年度6月、9月、12月、3月発行




No.	年度	月	特集テーマ
1	令和3年度	9月	○9月から古着の回収を始めます
2		12月	○みんなで取り組もう生ごみと食品ロスの削減
3		3月	○プラスチック製容器包装を正しく出そう！
4	令和4年度	6月	○資源にもなる生ごみ！処理の方法を変えよう
5		9月	○目指そう、ゼロカーボン！減らそう、ごみ排出量！
6		12月	○はじめよう、資源物回収！
7	令和5年度	3月	○資源の循環で目指そう、ゼロカーボン！～リユース・リデュースで実現するサステナブルな社会～
8		6月	○生ごみが消える！生ごみ処理容器「キエーロ」が便利で楽しすぎる
9		9月	○身につけよう、ごみを減らす「新習慣」

8
生活系燃やせるごみ組成分析（市単独）

・市内のごみステーションから出される生活系燃やせるごみについて、国の基準に基づくごみ質検査（組成分析）により、排出状況の実態を把握し、その内容を公表する。

・令和5年度から業務委託により、年4回実施（5月、8月、11月、2月）

【事業系ごみの減量・資源化の啓発】の主な事業

No.	名称	概要	実績
9	事業系燃やせるごみ展開調査（市単独）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系燃やせるごみに含まれる不適正ごみを調査・研究する。 ・令和2年度から年1回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和2年度実績】 ・「事業系廃棄物分類早見表」と一緒に、市内の許可事業者及び排出事業者へチラシを送付（令和3年3月）
10	事業系燃やせるごみ組成分析（市単独）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所から出される事業系燃やせるごみについて、国の基準に基づくごみ質検査（組成分析）により、排出状況の実態を把握し、その内容を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から業務委託により、年4回実施（5月、8月、11月、2月）

事業者の皆様へ 事業活動によって出たごみはごみステーションへ出せません!

町内会に所属し会費を納めていても、ごみステーションに事業系廃棄物を出すことは、法令及び条例違反となります。事業系廃棄物の処理責任は事業者にありますので、①環境センター（ごみ焼却施設、ごみ破砕施設）へ自己搬入するか、②事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。どちらの場合も、事業者が費用を負担する必要があります。

事業所とは?

事業所(個人営業も含む)、農家、商店、飲食店、工場、ホテル等営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、学校、官公署、社会福祉施設等公共サービス等を営む者も含まれます。

自宅で事業を行っている方へ

●車道から発生する生活系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。

●生活系ごみは市で収集しますので、地域のごみステーションへ出してください。事業系ごみは市で収集しませんので、排出事業者自ら処理してください。

①環境センター(ごみ焼却施設、ごみ破砕施設)へ自己搬入する(有料)

※品目によっては産業廃棄物となり、環境センターで受け入れできない場合があります。搬入前に環境センター(TEL:0243-3795004)へ確認してください。

②事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する(有料)

※品目によっては産業廃棄物としての処理が必要となりますので、種類の適正に処理してください。

産業廃棄物はこちら

産業廃棄物処理業者の紹介	産業廃棄物に関する相談
株式会社 福島県産業資源循環協会 TEL:024-524-1953	株式会社 福島県産業資源循環協会 TEL:024-521-7264

ごみステーションに出す

No.	名称	所在地	電話番号	産廃#1
1	会津若松市一般廃棄物協業組合	神指町大字南四合字オノ 461 番地	0242-29-5388	○#2
2	株式会社ジー・エス・ピー	神指町東城戸 216 番地	0242-22-2929	○
3	株式会社佐藤産業	一貫町大字八幡字柏木 13 番地 2	0242-24-5933	○
4	松浦商事株式会社	神指町大字南四合字幕内西 351 番地 2	0242-27-4433	○
5	会津清掃株式会社	日新町 3番 54 号	0242-27-0269	○
6	第一清掃株式会社	高野町大字中沼字沼木 56 番地	0242-25-2512	○
7	河東ダスト	河東町金田字藤倉新田 66 番地	0242-75-3947	○
8	河東クリーン	河東町広田字横郷 208 番地	0242-75-3401	○

※1 産廃→福島県産業資源循環協会(収集運搬)業者の語。丸印のある業者には、産業廃棄物の処理委託も可能です。許可の範囲などは直接業者に確認してください。

※2 会津若松市一般廃棄物協業組合については、各組合員が産廃の許可を受けています。

事業者の皆様へ

事業系ごみガイドブック

「産業物の処理及び清掃に関する法律」などで事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に処理しなければならないと定められています。

目次

- はじめに(会津若松市の取り組みと目標) P1
- 事業者の責任 P2
- 事業系一般廃棄物とは P3-4
- 事業系一般廃棄物の区分・出し方 P5
- ①食品・生ごみ 見にくず(野菜・肉類) P6
- ②金属(リサイクルできないもの) P7
- ③繊維(リサイクルできないもの) P8
- ④プラスチック類 P9
- ⑤ガラス類(リサイクルできないもの) P10
- 事業系ごみの種類と一環・産廃の分類表 P11-12
- 産業系資源のリサイクル、パンプスのリサイクル P13
- 産業物収集業者の紹介・委託の手続き P14
- 事業系一般廃棄物の処理方法 P15
- ①環境センターへ自己搬入する場合 P15
- ②一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する方法 P16
- 事業系一般廃棄物 O A P17
- 種類ごとの区分 P18

会津若松市 市民部 廃棄物対策課

事業系一般廃棄物の分け方・出し方

3 古紙 リサイクルできるもの

リサイクルできるもの: 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、コピー用紙、シュレッダー紙類などの古紙類

自己搬入: 古紙業者など

許可業者: 古紙業者

古紙の種類

新聞、段ボール、コピー用紙、チラシ、名刺、紙パック、紙類、雑誌、封筒、包装紙、紙袋

シュレッダー古紙は資源化できます。古紙業者へお問い合わせください。

可能な限り、古紙の資源化をお願いします!

処理方法

①一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼する

②自ら古紙業者へ持ち込む

古紙業者によって、分別区分などが異なる場合があります。収集運搬許可業者又は古紙業者へ相談してください。